

Ⅱ 校外研修

1 担当機関と研修内容

総括・主管	種別	担当機関	日数	研修内容等
総合教育センター	校外研修	総合教育センター	1	開講式
			2	基本研修
			4	専門研修
			1	防災教育研修
			1	自然体験研修
		合計日数	9	合計 9日

※上記以外に、教育庁保健体育安全課主催の学校保健研修会を必ず受講すること。学校保健研修会については主催が異なるため、保健体育安全課の指示のもと、日程を確認し、別途申し込むこと。

2 校外研修計画

No.	研修名 身に付ける資質能力	期日及び対象	研修内容	会場
1	開講式 (一部オンライン研修) 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	令和8年 4月1日(水) 及び4月3日(金) ～10日(金) (小・中・高・特・ 養・栄・実・寄)	講話「新規採用教職員に期待すること」 ガイダンス「新規採用者研修ガイダンス」 講話「社会人としての心構えとマナー」	宮城県行政庁舎 各所属校
2	基本研修1 (オンライン研修) 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	4月27日(月) ～5月15日(金) (小・中・高・特・ 養・栄・実・寄)	講義「教職員の服務と研修」 講義「みやぎの志教育」 講義「本県におけるいじめ防止と登校に不安を抱える子供への支援」 講義「保護者とのかかわり」 講義「人権教育」	各所属校
3	防災教育研修 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	6月9日(火) (初任研・新採研・採用1年目研・ 新任職員研合同)	講義・見学「震災遺構視察」 協議「防災教育の実際」 ※事前eラーニング 教材「東日本大震災の伝承と防災研修」 講義「防災教育の観点から教職員に求められるもの」	県内震災遺構
4	専門研修1 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	7月3日(金) (栄養新規・5年・中堅合同)	講義「栄養教諭の資質と食に関する指導の推進」 実践発表「食に関する指導の実際」 講義・演習「食の現状と課題」	総合教育センター
5	専門研修2 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	9月3日(木) (栄養新規・5年・中堅合同)	講義・見学「特別支援学校における給食指導」 授業参観「学校給食におけるICT活用(仮)」 協議「給食指導の実際」	県内特別支援学校
6	自然体験研修 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	9月29日(火) 又は10月6日(水) (初任研・新採研(養・栄)合同)	実習「野外炊飯」 実習「自然体験活動」	蔵王自然の家 松島自然の家 志津川自然の家
7	専門研修3 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	10月22日(木) (栄養新規・中堅合同)	講義・演習「給食室の衛生管理」 講義・演習「食に関する指導の体制づくり」 協議「食に関する指導の工夫(仮)」	総合教育センター
8	専門研修4 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	11月27日(金) (栄養新規・5年・中堅合同)	講義「これからの栄養教諭の役割」 研究協議「食育推進における取組」	総合教育センター
9	基本研修2 (オンライン研修) 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	12月1日(火) ～令和9年1月8日(金) (小・中・高・特・ 養・栄・実)	講義「教職員のライフデザインとワーク・ライフ・ バランス」 講義「宮城県の教育行政の現状と課題」 講義「学校生活に不安を抱える児童生徒への理解 と対応」 講義「教職員のメンタルヘルス」	各所属校

※□は研修を通して身に付ける資質能力(「みやぎの教員に求められる資質能力【栄養教諭】」より)

3 校外研修の受講に係る留意事項

(1) 校外研修を欠席する場合

- ① 栄養教諭新規採用者研修は、悉皆研修である。そのため、やむを得ない理由以外による欠席は認めない。
- ② 教頭等は、各市町村教育委員会に相談の上、研修担当指導主事に電話連絡をする。その後、速やかに当該新規採用者の「欠席届」(センター様式第1号) (「令和8年度宮城県教職員研修計画」を参照) を以下のルートで総合教育センター所長宛てに提出する。

ア 市町村立学校の場合

校長 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 総合教育センター

イ 県立学校の場合

校長 → 総合教育センター

- ③ 欠席した研修の補充等については、欠席事由や研修内容などにより対応が異なるため、研修担当指導主事から直接指示を受ける。

(2) 受講延期について

- ① やむを得ない理由で受講を延期する場合、校長は、速やかに当該新規採用者の「期日変更・延期願」(センター様式第2号) (「令和8年度宮城県教職員研修計画」を参照) を、総合教育センター所長宛てに提出する(提出方法及びルートは上記「欠席届」と同様)。
- ② 「延期願」は年度ごとに許可されるため、原則として年度始めに提出すること。ただし、複数年度にまたがる場合は、毎年4月に提出すること。